

## 公募要領より抜粋

### 1. 事業名

令和4年度「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修」

### 2. 事業の趣旨

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定され、本法第7条を受け、令和2年7月に令和2年度から5年間の国の基本計画を定めた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）が策定された。

読書バリアフリー基本計画では、国において図書館サービス人材の育成を行うこととしており、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修や、障害当事者でピアサポートができる司書・職員等の育成等に資する研修を行う。

### 3. 事業の内容

司書、司書補、司書教諭、学校司書、職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「司書等」という）が障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用方法に習熟するための研修、障害当事者でピアサポートができる司書等の育成や環境の整備のために必要な研修等を実施する。

研修の企画、講師の依頼、受講者のとりまとめ、研修の実施等の研修の運営に係る諸事務を行う。詳細は運用指針を参照すること。

### 4. 事業の委託先

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人及び取組を企画、実施できる団体又は任意団体（以下「教育委員会等」という）。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

### 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。